

非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの防排煙性能評価業務方法書

第1条 業務の対象

本業務方法書は建築基準法施行令第129条の13の3第13項の認定に係る性能評価に適用する。

第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 建築計画の概要を記載した図書
- (3) 設備計画の概要を記載した図書
- (4) 排煙設備の構造・機能説明書
- (5) 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造、防排煙性能に関わる計画の概要を記載した図書
- (6) 建築設計図書（平面図、立面図、断面図及び建築物の各部分の詳細図）
- (7) 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの防排煙性能を検証するための計算書原則、下記に示す計算書とする。
 - 1) 可燃物量の計算書
 - 2) 煙の流動性状を予測するための計算書
 - ① 煙の発生量
 - ② 有効排煙量または送風量
 - ③ 各火災室から乗降ロビーを通じ昇降路までの煙流動性状予測
- (8) その他非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの防排煙性能を評価するために必要な事項を記載した図書

第3条 評価方法

- (1) 評価の実施
 - 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い(2)に示す評価項目について審査し(3)の評価基準に従って評価を行う。
 - 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価申請資料について申請者に説明を求め、追加資料の提出を求めることができる。
 - 3) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価申請資料に記載された内容の妥当性を試験に立会う等の方法により確認することができる。
- (2) 評価項目

申請者の検討方法について下記の事項が適切であることを審査する。

 - 1) 火災室の設定

- ① 平成12年建設省告示第1440号に示されている火災の発生のおそれの少ない室以外の室すべてを火災室としていること。
- ② 各火災室の面積、形状、室内の仕上げ材料、開口部等の条件、並びに積載可燃物の発熱量及びその配置が定められていること。なお、積載可燃物の発熱量は令和2年国土交通省告示第510号第一号ハ、その他関係告示に示される数値を使用することを原則とし、同告示に示されていない場合にあっては、燃焼に寄与する積載可燃物の種類、配置及び収納形態を再現した実験又は計算により求めた数値であること。ただし、配置及び収納形態に応じて燃焼に寄与する発熱量を算定することが困難な場合は、収納可燃物の種類毎の重量と単位発熱量(単位重量あたりの発熱量)の積和としていること。(い)

2) 煙の流動性状の予測方法

① 各室での煙の発生量の予測方法

1) ②で定められた各火災室の面積、形状、室内の仕上げ材料、開口部等の条件、並びに積載可燃物の発熱量及びその配置、その他考慮しうる実情に応じて、当該室における発熱速度(発熱量)の時間的推移および火災継続時間から煙の発生量が定められていること。

② 煙の流動性状の予測方法

煙の流動性状の予測方法において以下の項目を適切に考慮していること。

- i) 煙挙動予測方法は、質量保存則、運動量保存則、エネルギー保存則に基づくものであること。「建築物の総合防火設計法 第3巻(避難安全設計法)(1989年日本建築センター発行)」第4章、「建築火災安全工学入門(2002年日本建築センター発行)」による他、これと同等以上の信頼性で予測できる方法であることを原則とする。
- ii) 排煙設備を設ける場合は、当該排煙設備の有効排煙量の想定が妥当であること。
- iii) 昇降路または乗降ロビーへの煙流入量の想定は、火災室、乗降ロビー、昇降路その他の室の壁及び開口部並びに排煙設備の構造方法、各室間の圧力差による遮煙効果等を考慮していること。この場合、昇降路または乗降ロビー以外の室に設けられた排煙設備などの影響を十分留意すること。

③ 排煙設備の構造方法

排煙機又は送風機による排煙設備を設ける場合、当該排煙設備による検討で想定している排煙量が確保できることについて、排煙設備の構造方法、起動方式、排煙機(送風機)の能力、ダクトの圧力損失等を適切に考慮していること。

(3) 評価基準

- (2) 2) ①で発生を予測した煙が、乗降ロビーを通じて昇降路に流入しないこと。

第4条 性能評価書

評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名(会社名、代表者名、住所)
- (3) 件名
- (4) 評価範囲
- (5) 評価内容の概略
- (6) 評価結果
- (7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項